

安 全 デ ー タ シ ー ト

会社名 : 富士通株式会社
問い合わせ先
会社名 : 富士通ワーク株式会社
住所 : 〒211-0041 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番5号
担当部門 : 営業推進統括部 技術部
電話番号 : 0120-505-279

作成・改訂: 2016年3月1日

整理番号 TR13-M001

【製品名】 リボンカセットDPK3800カラー (リボン・リボンカートリッジ・リボンカセット)

1. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高压ガス	分類対象外
	引火性液体	区分外
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	分類対象外
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	区分外
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
人健康有害性	金属腐食性物質	分類できない
	急性毒性（経口）	分類できない
	急性毒性（経皮）	分類できない
	急性毒性（吸入：気体）	分類対象外
	急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
	急性毒性（吸入：粉じん）	分類対象外
	急性毒性（吸入：ミスト）	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	分類できない
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない

環境有害性	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	分類できない
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
	水性環境急性有害性	分類できない
	水性環境慢性有害性	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル	:	該当なし
注意喚起語	:	該当なし
危険有害性情報	:	該当なし
注意書き	:	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

2. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 化学名 又は 一般名	混合物 CAS No.
インク	
流動パラフィン	8042-47-5
高級脂肪酸	8016-28-2
石油精製油	64742-65-0
界面活性剤	26266-58-0
カーボンブラック	1333-86-4
ピグメントブルー15:3	147-14-8
ピグメントレッド 48:2	7023-61-2
ピグメントレッド 48:1	7585-41-3
ピグメントイエロー13	5102-83-0
ピグメントホワイト 21	7727-43-7
ピグメントブラック 1	13007-86-8
リボン	
ポリアミド-6, 6	32131-17-2
成形部品	
ABS	9003-56-9
POM	30846-29-8
PC	25971-63-5
発泡ポリウレタン	9009-54-5

国連分類及び国連番号：国連の定義による危険物に該当しない。

PRTR法の特定対象物は含まない。

3. 応急措置

必要な応急措置の説明

- 吸入した場合 : 鼻をかみ、うがいをする。
- 皮膚に付着した場合 : 石鹼などを用いて良く洗い流す。
- 眼に入った場合 : 直ちに流水で洗眼後、医師の処置を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 口の中をよく洗浄した後、医師の手当を受ける。

最も重要な急性症状および遅発性症状

情報なし

必要に応じた速やかな治療と必要とされる特別な治療の指示

情報なし

4. 火災時の措置

- 消火剤 : 泡消火剤、粉末、炭酸ガス、大量の水、乾燥砂。
- 使ってはならない消火剤 : 特になし。
- 消火方法 : 大量の水、消火剤を使用して消火する。

5. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置 :

漏出した場所の周辺にはロープを張り、人の立ち入りを禁止する。

多量の場合、作業の際には必要により適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項 :

多量の場合には流路を土嚢などで囲って流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法 及び 機材 :

少量の場合、紙や布でふき取り焼却する。

6. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策（局所排気、全体換気等） : 特に必要なし。

安全取扱注意事項 : 常温、常湿、結露なき状態で使用する。

接触回避 : 知見なし

衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件 : 高温、火気、多湿、水漏れ、直射日光、結露を避け、常温常湿の屋内倉庫にて保管する。また、食品及び飼料から離して保管する。

7. ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター

管理濃度 : データ無し

許容濃度 : データ無し

設備対策 : 設定されていない。

保護具

呼吸用保護具 : 特に必要なし。

手の保護具 : 特に必要なし。必要に応じて保護手袋を着用。

眼の保護具 : 特に必要なし。必要に応じて保護眼鏡を着用。

皮膚及び身体の保護具 : 特に必要なし。必要に応じて長袖作業衣を着用。

8. 物理的及び化学的性質

外観 (物理的状態、形状、色等)	: 黒・青・赤・黄色の4色インクリボンをかセット筐体に収納したもの
臭い	: わずかな臭気
臭いの閾値	: データなし
pH	: データなし
融点・凝固点	: データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	: 180℃以上
引火点	: 190℃以上
燃焼又は爆発範囲の上限下限	: データなし
蒸気圧	: 混合物として知見なし
蒸気密度	: 混合物として知見なし
比重 (相対密度)	: 0.98
溶解度 水	: 不溶
n-オクタノール/水分配係数	: 知見なし
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし
粘度	: データなし

9. 安定性及び反応性

反応性	: 知見なし。常温で安定。
化学的安定性	: 通常取り扱いにおいて安定
危険有害反応可能性	: 火気により引火の危険有り
避けるべき条件	: 知見なし
混触危険物質	: 知見なし
危険有害な分解生成物	: 知見なし
粉塵爆発	: なし

10. 有害性情報

急性毒性 (50%致死量等を含む)	: データなし
皮膚腐食性 及び 皮膚刺激性	: なし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: データなし
皮膚感作性	: データなし
呼吸器感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
ガン原性	: IARC評価 2B であるカーボンブラックをインクリボン重量の1.2%含有。インク成分 (分散された湿潤状態) なので簡単に浮遊しないと考えられる。 カーボンブラック単体において生体外変異原生として Ames 試験におけるDMSOカーボンブラック懸濁液は陰性を示す。不溶性の無機質固体であるため、カーボンブラックはバクテリア試験もしくはその他の生体外試験を行う

事は出来ない。

カーボンブラックの有機溶剤抽出物はしかしながら多環式芳香族炭化水素（PAH）の残留物を含むことがある。したがって、生体外試験の方法いかんによっては陰性にも陽性にも結果がでる事がある。

詳細情報としてラットにおける腫瘍発生反応へのカーボンブラックのような無機質不溶性粒子の関連性はいまだ科学的討議の対象となっている。多くの吸入毒性研究者によると、ラットの肺への過負荷に見られる腫瘍反応は種の特性である（過負荷現象）。人間の被曝との関連性は発見されていない。しかしながら、IARCのモノグラフ65における評価では「カーボンブラックの実験動物における発ガン性は十分な証拠あり」とされている。IARCによると人類における発ガン性の証拠は不十分である。IARCの評価方法に基づくとカーボンブラックに対する総体的評価としては「人類への発ガンの可能性あり（グループ2B）」となる。カーボンブラック単体でのPAH含有量は0.1%未満である。

人類に関する知見としてカーボンブラック産業の労働者に対する数種の疫学ならびに臨床研究の結果、カーボンブラックによる職業的被曝が、医学的に重要な健康阻害効果をもたらすという証拠は見いだされていない。カーボンブラックに身をさらされる労働者において、ガンのリスク増加という報告は得られていない。したがって 分類できないと判定した。

生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性（単回暴露）	: データなし
特定標的臓器毒性（反復暴露）	: データなし
呼吸性呼吸器有害性	: データなし

1 1. 環境影響情報

生態毒性	: 混合物としてのデータなし
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし
魚毒性	: データなし
水生環境急性有害性	: データなし
水生環境慢性有害性	: データなし

1 2. 廃棄上の注意

適切な設備で廃棄または、焼却する。むやみに環境に放出してはならない。

1 3. 輸送上の注意

国連番号 : 未分類
国連輸送名 : 未分類
輸送時の危険クラス : 未分類
容器等級 : 未分類
国内規制 該当法令なし

- ・運搬に際しては、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
- ・輸送時は高温、多湿及び低温、結露を避けるようにする。また、食品及び飼料と一緒に輸送を避けるようにする。

1 4. 適用法令

P R T R 法 : クロム及び3価クロム化合物をインク部の成分比として金属クロム換算で0.8wt%。第一種指定化学物質（政令番号87）に該当。

労働安全衛生法 第57条の2 第1項:

カーボンブラック（政令番号130）をインク成分比として1.2wt%含有
クロム及びその化合物（政令番号142）をインク成分比として7.5wt%含有。
鉍油（政令番号168）をインク成分比として12.5wt%含有。
銅及びその化合物（政令番号379）をインク成分比として7.7wt%含有。

その他の法令には規制されない。

1 5. その他の情報

- ※ 記載内容は情報提供であって保証するものではありません。
- ※ 記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ、知見に基づいて作成しておりますが、法令の改正や新しい知見により改訂されることがあります。
- ※ 全ての化学製品は未知の有害性があり得る上に、記載の注意事項も通常取り扱いを前提にしたもので、ご使用に当たっては、用途・用法等実情に即した細心の安全対策を使用者自らの責任講じた上でご利用下さい。

参考文献等

「JIS Z 7253:2012」
各原料の「SDS」